

## 第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

#### 1 災害対策体制

##### (1) 災害対策組織

災害時における災害対策の実施体制等については、一般災害対策編「第3章防災体制」による。

##### (2) 町職員の動員配備

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の町職員の動員配備については、一般災害対策編「第3章防災体制第3節当別町災害対策本部」による。

## 第2節 地震の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### 1 地震動警報等

地震動警報及び地震動予報

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と推定されたときに発表する緊急地震速報

※地震動警報について

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

### 2 地震に関する情報の種類と内容

#### (1) 地震に関する情報

地震に関する情報の種類と内容については、資料34のとおりとする。

#### (2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

##### ア 地震解説資料

担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時等に防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

##### イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震に係る災害予想図の作成及び防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週前に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し、毎週金曜日に発表。

### 第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりである。

#### 1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 町は迅速な緊急地震速報伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J－ALERT）などで受信した緊急地震速報を住民等への伝達に努めるものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、災害時要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(3) 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、町は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、町民等に対する普及啓発に努めるものとする。

(4) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

#### 2 災害情報等の内容及び通報の時期

##### (1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

##### (2) 町の報告

ア 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

### 3 災害情報等の連絡体制

- (1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- (2) 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

### 4 通信手段の確保

- (1) 一般加入電話による通報
- (2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- (3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- (4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- (6) 衛星通信による通報

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶の恐れがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

### 5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

### 6 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。なお、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

## 第4節 災害広報計画

地震災害時における災害広報計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第3節災害広報計画」による。

## 第5節 避難対策計画

地震災害時において町民等の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急計画第6節避難対策計画」による。

## 第6節 救助救出計画

地震災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急計画第8節救助救出計画」による。

## 第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、被災地の地元の町民等や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

### 1 消防活動体制の整備

石狩北部地区消防事務組合は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖くずれ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

### 4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震発生時における火災防ぎょ活動及び町民等の救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項はおおむね次のとおりである。

#### (1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の設置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での町民等、特に要配慮者の救出方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

町民等に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の町民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第8節 災害警備計画

地震災害時における災害警備計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第8節災害警備計画」による。

## 第9節 交通応急対策計画

地震災害時における交通応急対策計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第9節交通応急対策計画」による。

## 第10節 輸送計画

地震災害時における輸送計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第10節輸送計画」による。

## 第11節 消防防災ヘリコプター等活用計画

地震災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第29節消防防災ヘリコプター等活用計画」による。

## 第12節 食料供給計画

地震災害時による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第11節食料供給計画」による。

## 第13節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第12節給水計画」による。

## 第14節 衣料・生活必需品等物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第14節衣料・生活必需品等物資供給計画」による。



## 第15節 石油類燃料供給計画

地震災害時の石油類燃料（LPG）の供給に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第15節石油類燃料供給計画」による。

## 第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第13節上下水道施設対策計画、第15節石油類燃料供給計画、第16節電力施設災害応急計画」による。

## 第17節 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく損なわれ、若しくは医療機能が混乱した場合における医療救護活動の実施についての計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第17節医療救護計画」による。

## 第18節 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第18節防疫計画」による。

## 第19節 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第19節廃棄物処理計画」による。

## 第20節 家庭動物対策計画

地震災害時における被災地の飼養動物の取り扱いに関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第20節家庭動物対策計画」による。

## 第2 1 節 文教対策計画

地震によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 1 節文教対策計画」による。

## 第2 2 節 住宅対策計画

地震により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 2 節住宅対策計画」による。

## 第2 3 節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 3 節被災宅地安全対策計画」による。

## 第2 4 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

地震により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 4 節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」による。

## 第2 5 節 障害物除去計画

地震災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 5 節障害物除去計画」による。

## 第2 6 節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を図る計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第3 1 節広域応援・受援計画」による。

## 第27節 自衛隊派遣要請計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、北海道知事及びその他の災害派遣要請権者は自衛隊（特定部隊の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第30節自衛隊派遣要請計画」による。

## 第28節 災害ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第33節災害ボランティアとの連携計画」による。

## 第29節 災害義援金募集（配分）計画

被災者への災害義援金の募集及び配分に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第34節災害義援金募集（配分）計画」による。

## 第30節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第36節災害救助法の適用と実施計画」による。